

公共工事における非指名理由等苦情処理手続要領

本要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律127号）の趣旨を踏まえ、川辺町が発注する建設工事について、入札及び契約に関する透明性と公正な競争を確保するため、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策を定めるものとする。

第1 対象工事

この要領による苦情処理の対象となる工事は以下のとおりとする。

- (1) 一般競争入札方式による工事
- (2) 指名競争入札方式による工事
- (3) 随意契約による工事

ただし、町の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が130万円を超えないものを除く。

第2 苦情申立て

1 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は以下のとおりとする。

(1) 一般競争入札

当該入札の競争参加資格の確認の結果、当該参加資格を認められなかったことに対して不服がある者、又は総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、町長に対して当該参加資格を認められなかった理由または非落札理由についての説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札

町建設工事入札参加資格者名簿において当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該指名競争に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、町長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

(3) 随意契約方式

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、町長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

2 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、書面により、町長に対して行うことがで

きるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載する。(様式自由)

- (1) 記第2のうち1(1)に掲げる苦情にあつては、入札参加資格確認通知をした日から起算して7日(休日を含まない。)以内。
- (2) 記第2のうち1(2)に掲げる苦情にあつては、指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内。
- (3) 記第2のうち1(3)に掲げる苦情にあつては、随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内。

3 苦情申立てへの回答

苦情の申立てがあつた場合は、町長は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面(以下「回答書」という。)により回答するものとする。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

4 苦情の申立ての却下

町長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適確を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

5 苦情申立てについての教示

苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、この要領における対象工事に係るものに限る。

- (1) 一般競争入札方式にあつては、記第2のうち1(1)に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示する。
- (2) 指名競争入札方式にあつては、記第2のうち1(2)に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示する。
- (3) 随意契約方式にあつては、記第2のうち1(3)に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示する。

6 苦情処理手続に係る明示

記第2のうち1から3に係る手続については、次のとおり明示するものとする。ただし、この要領により対象となる工事に限るものとする。

- (1) 記第2のうち1(1)に係る手続については、入札説明書等に記載する。
- (2) 記第2のうち1(2)及び1(3)に係る手続については、町において掲示する。

7 苦情処理結果の公表

町長は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面及び回答書を、閲覧により速やかに公表するものとする。

第3 その他

この要領に定めるもののほか、一般競争入札に係る苦情処理手続等については、川
辺町建設工事事後審査型制限付き一般競争入札要領の定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日より施行する。